

申し合わせ

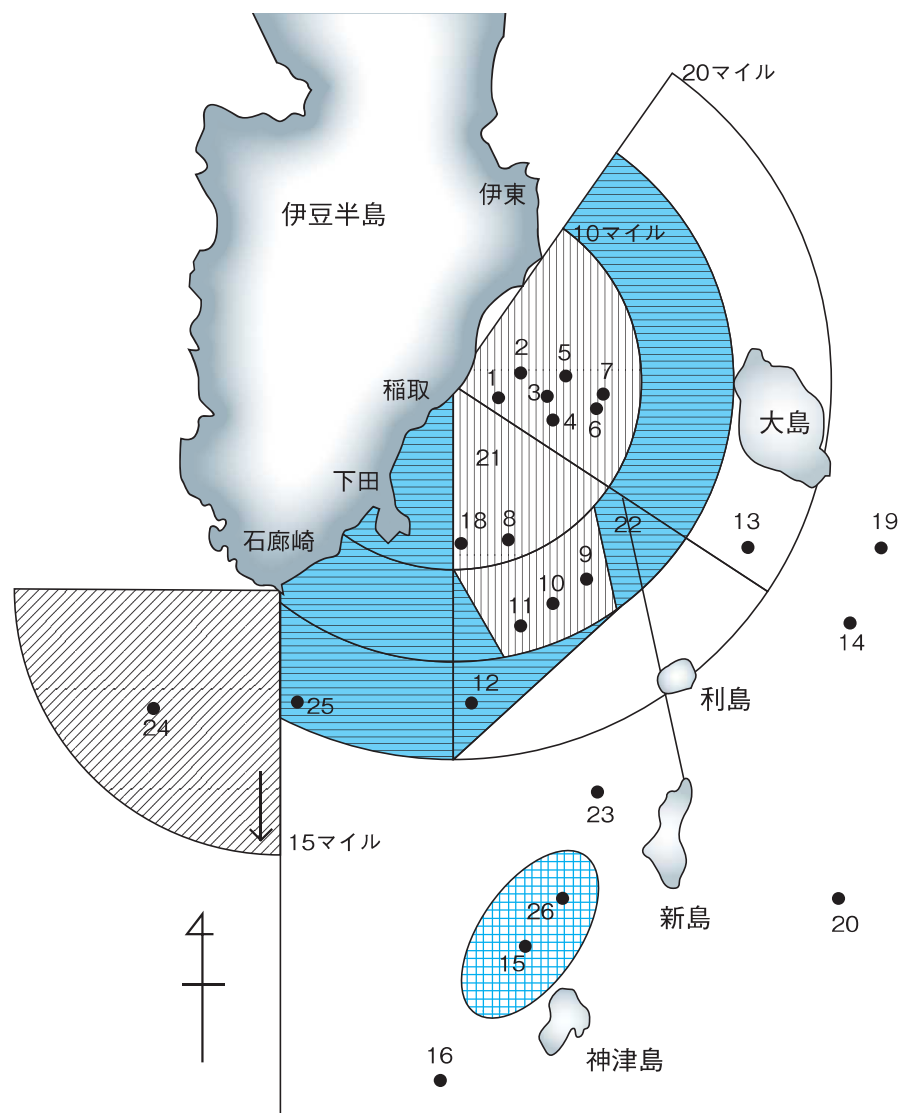
【賀茂船主組合連絡協議会】

申し合わせ（金目・アコウ・黒ムツ釣り）

金目鯛立て縄漁における漁船・遊漁船の申し合わせ事項は下記のとおりである。

	漁 船	遊 漁 船		
休 漁 日	・ 周年土曜日・ 4/1～9/30 火曜日 NO.1～12.15.18.21.22.25.26 (■■■ ■■■ ■■■) 但し 12 月の最終土曜日は操業可 * 12 月 30 日、31 日が最終土曜日になった場合は、 前週土曜日を操業可とする。 ・ 正月 1 日 2 日 3 日 ・ お盆 8 月 14 日 15 日 16 日	・ NO.1～11.18.21 (■■■) 周年操業禁止 ・ NO.12.15.22.25.26 (■■■ ■■■) 周年土曜日・ 4/1～9/30 火曜日 但し、12 月の最終土曜日は操業可 * 12 月 30 日、31 日が最終土曜日になった 場合は、前週土曜日を操業可とする。 ・ 正月 1 日 2 日 3 日 ・ お盆 8 月 14 日 15 日 16 日		
	石廊沖 NO.24 (■■■) 8 月 14 日 15 日 16 日 休漁。(正月 1 日 2 日 3 日は操業可) 土曜日(周年)と火曜日(4/1～9/30)のキンメ・黒ムツ釣り禁止。 (注) 禁止日のキンメ・黒ムツの混獲は放流。陸揚げ(おかず含む)した場合は罰則を適用する。			
	NO.13.14.16.19.20.23 周年操業可			
	サメ駆除日の翌日は休漁とする。(キンメ漁場での操業船以外はその限りでなく、地区役員に一任)			
	イルカ漁が行われている漁場ではキンメ漁を全面 禁止とする。 (イルカ漁を操業する者は無線等で周知する)	イルカ漁が行われる場合には、全ての漁業の操 業禁止。釣り客の安全面を考慮して、その漁場 から速やかに離れ、付近の航行も禁止とする。		
	下田市魚市場連休の場合、市場最終休日以外の操業を禁止(5 月 1 日～9 月 30 日)			
釣 数	1 道具 40 本以内とする。 サンマ餌イワシ餌を使用する場合は針 15 本とる。	20 本以内 金目釣りにおけるサンマ餌、イワシ餌禁止		
縄 数	1 人 2 本まで(2 人/4 本・3 人/6 本) 遊漁船の投縄回数は 8 回以内とする。 使用済み道具は必ず持ち帰り、故意による海洋投棄は禁止。			
同乗者	専業者以外の一般同乗者が、道具を使用し、操業することを禁止する。			
終 了	15 時 (15 時までには漁場を離れる)	13 時 (4/1～10/31 の間の 12 時以降の投縄禁止)		
罰 則	申し合わせに違反した場合は、1 ヶ月間、申し合わせ事項の指定魚種の釣り禁止。			
投 縄 時 間	NO.1～11.18.21 (■■■) NO.15.26 (■■■)	NO.12.22.24.25 (■■■) と (■■■)	NO.12.22.24.25 (■■■) と (■■■)	NO.15.26 (■■■)
	2 月 5 日 5 時 40 分	2 月 5 日 6 時 00 分	2 月 5 日 6 時 20 分	6 時 00 分
	3 月 10 日 5 時 20 分	3 月 10 日 5 時 20 分	3 月 10 日 5 時 40 分	5 時 40 分
	3 月 24 日 5 時 00 分	3 月 24 日 5 時 00 分	3 月 24 日 5 時 20 分	5 時 20 分
	4 月 16 日 4 時 40 分	4 月 16 日 4 時 40 分	4 月 16 日 5 時 00 分	5 時 00 分
	4 月 28 日 4 時 20 分	4 月 28 日 4 時 20 分	4 月 28 日 4 時 40 分	4 時 40 分
	5 月 17 日 4 時 00 分	5 月 17 日 4 時 00 分	5 月 17 日 4 時 20 分	4 時 20 分
	7 月 25 日 4 時 20 分	7 月 25 日 4 時 20 分	7 月 25 日 4 時 40 分	4 時 40 分
	8 月 22 日 4 時 40 分	8 月 22 日 4 時 40 分	8 月 22 日 5 時 00 分	5 時 00 分
	9 月 19 日 5 時 00 分	9 月 19 日 5 時 00 分	9 月 19 日 5 時 20 分	5 時 20 分
	10 月 22 日 5 時 20 分	10 月 22 日 5 時 20 分	10 月 22 日 5 時 40 分	5 時 40 分
	11 月 11 日 5 時 40 分	11 月 11 日 6 時 00 分	11 月 11 日 6 時 20 分	6 時 00 分
	12 月 1 日 6 時 00 分	12 月 1 日 6 時 20 分	12 月 1 日 6 時 40 分	6 時 20 分

道具	○ 操業場所（漁場）において道具のからみ合いが生じた場合のキンメ・黒ムツは半々とする。（ただし、その時の状態に応じて処理する） ○ からみ合いのキンメ・黒ムツは仲渡し、仲渡しできない場合は、相手方の漁協に報告し、水揚げ金を送金すること ○ 道具の手先にワイヤー使用禁止
その他	○ 「禁漁」 NO.12 石廊合せを禁漁とする。（2020/4/1～2029/3/31） ○ 60 立の操業について以下の事項に違反した場合は全面禁漁とする * 道具は一本までとする * 「夜間操業」オモテの作業を点け操業すること。コマセ釣り禁止。錨釣り禁止。 ○ 周年金曜日は、夜釣り禁止。根を保護するため小さいコマセ缶を使用する。（ただし、12 月最終金曜日の夜釣りは操業可） ○ No15 ひょうたん、No26 式根丘で漁獲したキンメを下田市場へ出荷する時は「札」を入れる。



1	根山	2	湯尻	3	済広寺	4	角山	5	三居
6	本場	7	矢筈出	8	高場	9	ウドマ合せ	10	間の場合
11	トーフ山	12	石廊合せ	13	三七山	14	大室出南端	15	ヒョウタン根
16	神津島南西	18	音羽山	19	大島波浮島	20	新島背戸	21	60立
22	新島合せ	23	高瀬	24	石廊沖	25	青根アコウ場	26	式根島丘